

実勢価格等を踏まえた臨床検査の適正な評価

骨子【IV-6 (1) (2)】

第1 基本的な考え方

検体検査の実施料については、診療報酬改定時に衛生検査所検査料金調査による実勢価格に基づいて見直しを実施してきたところであり、これまでと同様の見直しを行う。

また、検査が包括されている管理料等について、検査項目の追加等に対応して記載整備を行う。

第2 具体的な内容

1. 衛生検査所検査料金調査により得られた実勢価格に基づき、保険償還価格と実勢価格の乖離が大きい検査について、適正な評価を行う。
2. 手術前医学管理料及び手術後医学管理料について、包括される検査項目の追加を行う。

現 行	改定案
<p>【手術前医学管理料】 [包括される検査]</p> <p>ニ 血液化学検査</p> <p>総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (CHE)、γ-グルタミルトランスフェラー</p>	<p>【手術前医学管理料】 [包括される検査]</p> <p>ニ 血液化学検査</p> <p>総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (CHE)、γ-グルタミルトランス</p>

<p>ゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（FE）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、リン脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びイオン化カルシウム</p>	<p>フェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（FE）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、<u>不飽和鉄結合能（UIBC）（比色法）</u>、<u>総鉄結合能（TIBC）（比色法）</u>、リン脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びイオン化カルシウム</p>
<p>【手術後医学管理料】 [包括される検査] ニ 血液化学検査 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、</p>	<p>【手術後医学管理料】 [包括される検査] ニ 血液化学検査 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチ</p>

<p>尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (CHE)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄 (FE)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、リン脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)、イオン化カルシウム及び血液ガス分析</p>	<p>ニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (CHE)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄 (FE)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、<u>不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)</u>、<u>総鉄結合能 (TIBC) (比色法)</u>、リン脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)、イオン化カルシウム及び血液ガス分析</p>
--	---

3. 尿沈渣 (鏡検法) 及び同 (フローサイトメトリー法) は、同じ検体について細菌顕微鏡検査を併せて行った場合、主たるもののみ算定することとされているが、レセプト上、検体の別が明らかでないため、細菌顕

微鏡検査について検体の別を摘要欄に記載することとする。

現 行	改定案
<p>D002 尿沈渣（鏡検法）</p> <p>注1 同一検体について当該検査と区分番号 D017 に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。</p>	<p>D002 尿沈渣（鏡検法）</p> <p>注1 同一検体について当該検査と区分番号 D017 に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。</p>
<p>D002-2 尿沈渣（フローサイトメトリー法）</p> <p>（同上）</p>	<p>D002-2 尿沈渣（フローサイトメトリー法）</p> <p>（同上）</p>
<p>D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査</p> <p><u>注 同一検体について当該検査と区分番号 D002 に掲げる尿沈渣（鏡検法）又は区分番号 D002-2 に掲げる尿沈渣（フローサイトメトリー法）を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。</u></p> <p>[算定要件]</p> <p><u>当該検査と区分番号D002に掲げる尿沈渣（鏡検法）又は区分番号D002-2に掲げる尿沈渣（フローサイトメトリー法）を同一日に併せて算定する場合は、当該検査に用いた検体の種類を摘要欄に記載す</u></p>

	ること。
--	------

4. 尿沈渣（鏡検法）は外来診療料に包括されているが、尿沈渣（フローサイトメトリー法）は包括されていない。両検査が併算定不可とされていることを踏まえ、尿沈渣（フローサイトメトリー法）が外来診療料に包括されることを明確化する。

現 行	改定案
A002 外来診療料 73 点 注6 第2章第3部検査及び第9部処 置のうち次に掲げるものは、外来診 療料に含まれるものとする。	A002 外来診療料 73 点 注6 第2章第3部検査及び第9部 処置のうち次に掲げるものは、外来 診療料に含まれるものとする。
イ 尿検査 区分番号 D000 から D002 までに掲げ るもの	イ 尿検査 区分番号 D000 から <u>D002-2</u> までに掲げ るもの